

規制改革ホットライン処理方針
(平成31年3月1日から令和元年10月23日までの回答)

投資等ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
労働基準法第24条における労働者への賃金支払い手段の対象拡大	検討に着手		1
議決権保有制限(いわゆる「5%ルール」)の緩和に向けた要望	検討に着手		2

(注)

各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
所管省庁に再検討を要請(「 」に該当するものを除く)する事項
再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号: 1

受付日	31年2月6日	所管省庁への検討要請日	31年3月6日	回答取りまとめ日	31年4月5日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	労働基準法第24条における労働者への賃金支払い手段の対象拡大
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 現在、賃金の支払いについては、通貨払い(現金)が原則となっており、例外的に口座振込が認められている。キャッシュレス化推進の観点から、金融庁が検討している機能別・横断的な金融規制の見直しの動きに配慮しつつ、資金保全や換金性、適切なセキュリティを担保するなど、口座振込と同程度の労働者保護が確保できる範囲で、電子マネー等の決済手段を賃金支払(日本円)として認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 現在の労働基準法の規定では、現金か口座振込による方法しか認められていないことから、電子マネーを利用する際は利用する際に、事前に現金又は口座からの資金移動が必要であり、手間や資金移動時の費用発生などが生じている。電子マネー等の決済手段を賃金支払として認めることで、労働者の給与支払の選択肢の拡大、キャッシュレス化の推進による消費行動の活性化、新たなビジネス創出の可能性などが期待できる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	内閣府、厚生労働省
制度の現状	賃金の支払いについては、労働基準法において、「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」と規定されており、通貨払いの原則の例外として、労働基準法施行規則において、労働者の同意を得た場合、銀行等の銀行口座の預金または貯金の振込みや、証券総合口座の預かり金への振込みは認められているものの、電子マネー等を取扱う資金移動業者が開設する口座への振込みは、現状では認められていない。	
該当法令等	労働基準法第24条 労働基準法施行規則第7条の2	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	平成29年12月8日の国家戦略特区WGにおいて、現状で認められている銀行口座等以外に、ペイロールカード口座(資金移動業者の開設する口座)への賃金支払を可能とする提案が東京都からなされ、その後、WG等の場で内閣府及び厚生労働省で協議を重ね、平成30年12月17日に開催された国家戦略特別区域諮問会議や、平成30年12月25日に策定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」において、資金移動業者が開設する口座への賃金支払を可能とすることについて、資金の確実な保全がなされるか、換金性があるかなどの労働者保護の観点に十分留意しつつ、できるだけ早期の制度改革を目指し、関係者との協議・検討を引き続き行い、結論が得られ次第制度化することが盛り込まれたところ。 現在、業界団体や労使関係団体など関係者と制度化に向けた調整を行っている。	

区分(案)	
-------	--

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:2

受付日	31年2月13日	所管省庁への検討要請日	31年3月6日	回答取りまとめ日	元年9月27日
提案事項	議決権保有制限(いわゆる「5%ルール」)の緩和に向けた要望				
具体的内容	<p>1. 地域経済の現状と課題</p> <p>我が国は本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎え、東京一極集中の傾向が継続しています。東京圏への転入超過数の大半は若年層であり、地方の生産年齢人口の減少は顕著です。そのような中、地域の経済動向をみると、雇用・所得環境の改善は続いているものの、消費や生産といった経済活動には地域間でばらつきがあります。</p> <p>また、高齢化の進展とともに、後継者難、求人難、人件費高騰など、いわゆる「人手不足」による企業の倒産・廃業が増加しています。特に、これまで地域経済をけん引してきた中小企業においても、経営者の後継者問題が大きな課題となっています。また、中小企業の多くを占めるサービス業の労働生産性は他産業と比べて低く、その生産性向上が喫緊の課題とされています(注1)。</p> <p>(注1) 中小企業庁「2018年版中小企業白書」参照。</p> <p>中小企業経営者から地方銀行に寄せられる相談についても、従来からの「資金調達」「財務内容改善」「販路開拓」に加え、近時は「事業承継」「生産性向上」などが増加しています。</p> <p>2. 地方銀行の取組み</p> <p>地方銀行は、「金融仲介」「信用創造」「決済」といった金融機能を長年にわたり地域に提供してきました。そして、地域経済の浮沈を自らのビジネスに重ね合わせ、地域の金融インフラとして地域と共生してきました。例えば、事業再生支援は、銀行が長年にわたって蓄積してきた産業に関する情報や様々なネットワークを活用し、能動的な償却・引当等銀行自らもリスクを取ることで地域経済の安定を目指す取組みです。</p> <p>地域経済の現状に鑑みれば、今後その役割はより重要性を増し、企業のライフステージに応じた課題解決を積極的に支えること、つまり地域の中小企業の様々なニーズに対して金融サービスやコンサルティング機能を適切かつ十分に提供することが求められています。そのために、現在「事業性評価」に基づく融資や本業支援を積極的に実施するとともに、それを支える態勢整備と人材育成にも努めています(注2)。</p> <p>(注2) 金融庁金融研究センター ディスカッションペーパー(2018年9月)において、「地域金融機関には、これまで以上に金融仲介機能を発揮し、地域企業への成長の後押しや経営改善・生産性の向上等、企業価値向上に資するアドバイスやファイナンスを行うことが求められている。(中略)その一環として、(中略)「事業性評価」が注目されており、事業性評価の概念は多くの地域金融機関に認識されつつある」とされている。</p> <p>中小企業の経営改善や地域の産業再編を通じた生産性向上、ひいては地域経済の活性化を目指して、地方銀行は取引先企業をはじめとするステークホルダーの皆様方のビジネスパートナーとして「地域の課題」を共有し、その解決に向けてより一層の努力を続けます。</p> <p>3. 規制緩和に向けた要望</p> <p>地方銀行は、地域経済活性化に向けた取組みの過程において、融資のほか、株式等の取得や保有を求められることがあります。しかしながら、銀行とその子会社が、国内の会社の議決権を合算して、基準議決権数(総議決権の5%)を超えて取得・保有することは、原則として禁止(いわゆる「5%ルール」)されています。</p> <p>地域活性化事業会社や事業再生会社に対する出資については、例外措置が設けられ、5%超の議決権保有が可能とされていますが、対象となる会社や保有可能期間が限定的であるため、お客様からの要請に十分に答えられていません。</p> <p>また、投資事業有限責任組合(ファンド)を通じた場合は、保有対象や期間の制限がなく、5%超の議決権保有が可能とされていますが、短期間で高収益を上げることが期待される傾向があり、時間をかけた企業支援に取り組むことが難しいことも少なくありません。</p> <p>こうした問題に対応するため、議決権の取得・保有について、以下のとおり「5%ルール」の例外措置の拡充を要望します。本規制緩和により、銀行が中小企業と事業リスクをシェアし、ビジネスパートナーとして一段と踏み込んだ対応が可能となるほか、取引先企業・地域の意向を十分に反映した継続的な支援が可能となると考えます。</p> <p>(a) 地域活性化事業会社の議決権</p> <p>現在、「地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社」の議決権については、地域経済活性化支援機構(REVIC)が関与する案件で、かつ投資専門子会社を通じて保有する場合に限り、10年間、40%未満の保有が認められています。</p> <p>REVICが関与する案件以外にも、多くの会社が地域経済活性化に資する事業を行っています。また、REVICは2026年3月末までの限定的組織であることを考慮する必要があります。</p> <p>このため、REVICが関与する案件以外にも、地域経済活性化に資する事業を行う会社の議決権を幅広く保有できるよう、投資専門子会社経由での例外措置の対象の拡充を求めます。例えば、複数の地元企業が参画する案件(地域経済の面的活性化に資する案件等)、銀行等以外の第三者が関与する案件、第三者の関与による事業計画が策定されている案件については例外措置の対象とすべきと考えます。</p> <p>(b) 事業承継にかかる議決権</p> <p>「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)」によると、「2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人の後継者が未定である。(中略)現状を放置し、中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われるおそれがある」とされており、事業承継対策はわが国経済の喫緊の課題となっています。</p> <p>事業承継を検討している経営者からは銀行に対し、円滑な事業承継を行うため相続等に併い分散する株式を集約してほしいといった要望や、後継者が育つまで、安定株主になってほしいという要望が寄せられています。</p> <p>こうしたニーズに応えつつ事業承継の円滑化に資する観点から、投資専門子会社を通じて、100%までの議決権保有を可能とする例外措置の新設を求めます。なお、保有年数に限定を付すとすれば、5年間以上とすべきと考えます。</p> <p>(c) 事業再生会社の議決権の取得・保有</p> <p>現在、銀行等が事業再生会社の議決権を保有する場合、裁判所が関与する案件(注3)であれば、原則3年間、中小企業は5年間、100%までの議決権保有を認める例外措置が設けられています。</p> <p>(注3) DESにより株式を取得する場合には、事業再生ADR案件も含む。</p> <p>しかしながら、地域の実態をみると、中小企業の再生案件においては、中小企業再生支援協議会が関与する案件や私的整理ガイドラインによる私的再生案件が多く、再生期間に10年程度を要することも少なくありません。</p> <p>裁判所が関与する案件でなくとも、銀行等以外の第三者が関与する案件で銀行等の出資を織り込んだ事業再生計画が策定されている会社を対象とする例外措置の新設を求めます。あわせて、中小企業の議決権を保有する場合の保有期間を10年間に延長することを求めます。</p> <p>4. 結び ~ 地域経済活性化に向けて</p> <p>地方銀行は常に地域経済と共生関係にあり、地域経済の持続的成長にコミットすることが地方銀行の存在意義であるとも言えます。そのためにも、地域産業を支える中小企業との強い結びつきを持ちつつ、継続的に支援していくことが不可欠です。</p> <p>本稿における規制緩和によって、中小企業との更なる関係強化と継続的な支援が可能となり、積極的な中小企業支援をはじめとする「地域の課題解決」につながるものと考えます。</p> <p>地方銀行としても、態勢高度化や人材育成等、地域経済活性化に向けた更なる能力向上に努めます。</p>				
提案主体	(一社)全国地方銀行協会				

	所管省庁	公正取引委員会、金融庁
制度の現状	<p>【公正取引委員会】</p> <p>独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)をその総株主の議決権の5%(保険業を営む会社にあつては10%)を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。ただし、同項ただし書により、銀行が事業再生会社の議決権を保有等をするにあたり、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合については、同項の適用が除外されています。</p> <p>同項の適用除外については、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(平成14年11月12日公正取引委員会)において、銀行が事業再生会社の議決権の5%を超えて保有等をする場合、裁判所等が関与する案件であれば、原則3年間(中小企業は原則5年間)を限度として認可することされています。</p> <p>【金融庁】</p> <p>銀行の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制(銀行本体とその子会社で合算5%以下)が課せられています。</p>	
該当法令等	<p>独占禁止法第11条</p> <p>銀行法第16条の2、第16条の4</p> <p>銀行法施行規則第17条の2、第17条の7の3</p>	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	<p>【公正取引委員会】</p> <p>提案のうち公正取引委員会に係る要望は、(C)事業再生会社の議決権の取得・保有のみですが、銀行による事業再生会社の議決権保有に係る制限(5%ルール)の緩和について、「規制改革実施計画」(令和元年6月21日閣議決定)を踏まえ、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」及び「債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方」の改正(案)を令和元年8月7日に公表しました。</p> <p>【金融庁】</p> <p>地域金融機関による企業の事業承継や事業再生等における支援を目的とする議決権保有制限(5%ルール)の緩和について、「規制改革実施計画」(令和元年6月21日閣議決定)を踏まえ、銀行法施行規則の改正(案)を同年8月7日に公表しました。</p>	

区分(案)	
-------	--